

1. 統一的な基準による地方公会計について

現在の地方公共団体の会計は、単年度における現金の収支を管理する「現金主義会計・単式簿記」が採用されており、決算書もこれに基づいて作成されています。この現金主義会計では、これまでに整備した社会資本（資産）の状況や今後返済すべき地方債等（負債）の残高など、ストック情報がわかりにくいという側面があったため、平成18年に総務省より「総務省方式改訂モデル」又は「基準モデル」（発生主義及び複式簿記の考え方）が示されました。しかし、複数の作成方法が存在するため、団体間の比較が難しいことのほか、本格的な複式簿記の導入が進まない、固定資産台帳の整備が十分でないといった課題がありました。このような状況の中、平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、平成29年度までに全ての地方公共団体がこの基準により財務書類を作成するよう要請されました。隠岐の島町では、平成28年度決算より統一的な基準による財務書類を作成し、公表しています。

2. 財務書類の概要

【貸借対照表】（貸借対照表） 略称:BS (Balance Sheet)

・基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したもの

【行政コスト計算書】（損益計算書） 略称:PL (Profit and Loss statement)

・一会計期間中の費用・収益の取引高を表示したもの

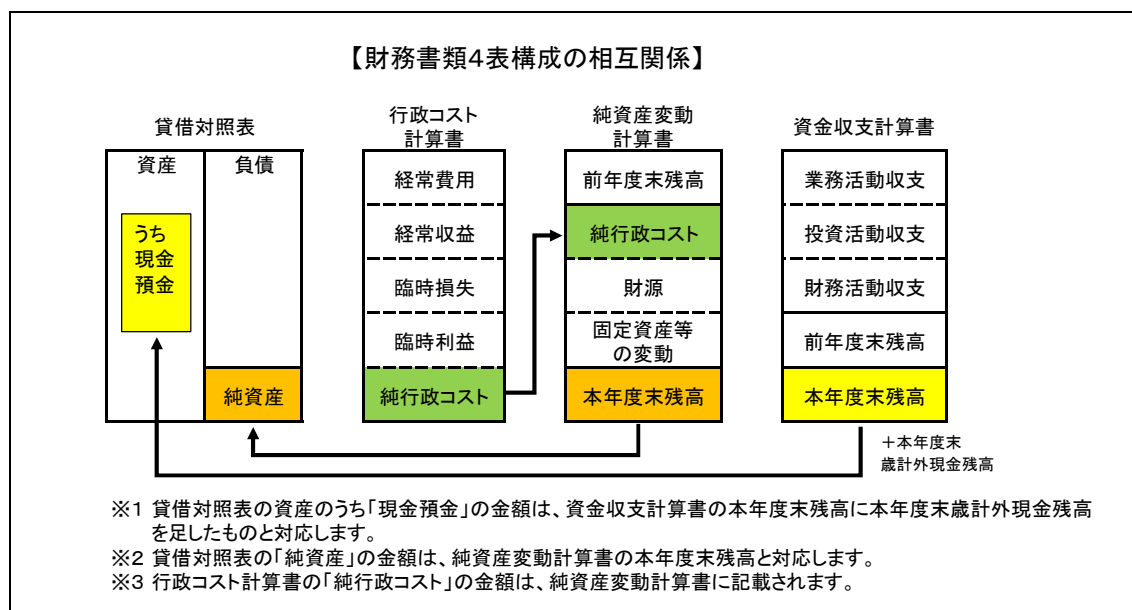
【純資産変動計算書】（株主資本等変動計算書） 略称:NW (Net Worth statement)

・一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの

【資金収支計算書】（キャッシュ・フロー計算書） 略称:CF (Cash Flow statement)

・一会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したもの

以上の財務書類4表を相互関係で示すと次のとおりとなります。



3. 対象となる会計範囲

○一般会計等財務書類の対象会計

- ・一般会計
- ・布施へき地診療施設事業特別会計
- ・五箇へき地診療施設事業特別会計

○全体財務書類の対象会計

- ・上記の一般会計等財務書類の対象となる3会計
- ・国民健康保険事業勘定特別会計
- ・中村診療所特別会計
- ・五箇診療所特別会計
- ・都万診療所特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・駐車場事業特別会計
- ・訪問看護事業特別会計
- ・中財産区特別会計
- ・後期高齢者医療保険事業特別会計
- ・上水道事業会計

○連結財務書類の対象会計又は団体

- ・上記の全体財務書類の対象となる13会計
- ・隠岐広域連合
- ・島根県市町村総合事務組合
- ・島根県後期高齢者医療広域連合
- ・株式会社ふせの里
- ・隠岐の島町教育文化振興財団
- ・隠岐の島町農業公社

4. 作成基準日

作成基準日は、会計年度末（3月31日）とし、当該年度の出納整理期間（4月1日～5月31日）における収支は、作成基準日までに決済したものとして整理します。

5. 財務書類から分かる財務指標（一般会計等）

○歳入額対資産比率 5.8年

これまでに形成した資産が、歳入の何年分に相当するかを示す指標です。

歳入額対資産比率＝BS 資産合計÷CF 歳入総額（※）

※CF 歳入総額＝各区分の収入＋前年度末資金残高

○資産老朽化比率 60.5%

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産が耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを示す指標です。

資産老朽化比率(%)＝BS 減価償却累計額÷BS(有形固定資産－土地＋減価償却累計額)
×100

○純資産比率 70.9%

現世代と将来世代の負担の割合を示し、純資産の減少は将来世代への負担を増加させることを意味します。

純資産比率(%)＝BS 純資産合計÷BS 資産合計×100

○将来世代負担比率 26.2%

社会資本等形成に係る将来世代の負担割合を示します。

将来世代負担比率(%)＝BS 地方債合計(特例地方債を除く)÷BS 有形・無形固定資産合計
×100

○受益者負担比率 5.0%

行政サービスの提供に対する使用料・手数料などの受益者の負担割合を示します。

受益者負担比率(%)＝PL 経常収益÷PL 経常費用×100

○基礎的財政収支 275百万円

地方債等元利償還金を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示します。黒字の場合、行政サービスに必要な資金を借金なしで賄えていることを示します。

基礎的財政収支＝CF 業務活動収支(支払利息を除く)＋CF 投資活動収支(基金を除く)

○住民一人当たりの指標

資産額 801.2万円

住民一人当たりの資産額=BS 資産合計÷住民基本台帳人口

負債額 233.3万円

住民一人当たりの負債額=BS 負債合計÷住民基本台帳人口

行政コスト 130.9万円

住民一人当たりの行政コスト=PL 純行政コスト÷住民基本台帳人口